

生駒市簡易水道事業の施設の設置に関する条例及び生駒市簡易水道給水条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 生駒市簡易水道事業の施設の設置に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第16号）
- (2) 生駒市簡易水道給水条例（昭和35年3月生駒市条例第3号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
（生駒市特別会計設置条例の一部改正）
- 2 生駒市特別会計設置条例（昭和39年4月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。
第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。
（生駒市特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 改正前の生駒市特別会計設置条例の規定による簡易水道特別会計の平成16年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

○お問い合わせ先 水道局総務課庶務係（内線*737）